

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業)
に係る
Q & A 集

令和8年3月

一般社団法人地域循環共生社会連携協会

目 次

0. 事業全般について	2 ページ
1. 事業別留意事項	
(1) 第 1 号事業関係	3 ページ
(2) 第 2 号事業関係	12 ページ
2. 申請における留意事項	20 ページ
3. 事業完了後における留意事項	24 ページ

0. 事業全般について

<事業概要>

0.① 事業の目的は何ですか。

我が国では、2050 年カーボンニュートラルの実現とともに、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 46%、2035 年に 60%、2040 年に 73%削減する目標の実現に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化が求められています。その際、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する取組として実施することが考えられます。

地域に根ざした再エネ導入には、地方公共団体等による、公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定、促進区域等の設定に向けたゾーニングなど多様な課題の解決に取り組むことが効果的であり、そのための支援を全国的・集中的に行うこととしています。

本補助事業では、公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援（第 1 号事業）、再エネに係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援（第 2 号事業）を行います。

1. 事業別留意事項

1－（１） 第１号事業関係 （公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援事業）

<補助対象事業の要件>

1－（１）.① 「太陽光発電設備等」とありますが、補助対象となるのは、太陽光発電設備のみでしょうか。

政府実行計画（令和７年２月１８日閣議決定）において、2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約５０％以上に、2040年度には１００％に、太陽光発電設備を設置することを目指すとされていることから、本補助事業は太陽光発電設備の導入を目的としています。

一方で、設置した太陽光発電による効率性や採算性を最大限高めるために、蓄電池やＥＶ、省エネ設備等の導入も含めて検討を進めることは妨げません。

なお、ペロブスカイト太陽電池を含む新技術を想定した導入調査については、別途実証事業等によりその施工方法を含めた検証が進められており、かつ、そうした次世代型の技術については従来型の太陽光発電設備の導入が難しい場合において導入を検討することが基本であることから、本補助事業においては当面对象外とします。

1－（１）.② 補助事業の応募に際し、共同申請者となる地方公共団体と契約等の手続きは必要でしょうか。

本補助事業の申請に当たって、調査対象施設を有する地方公共団体と事前に契約等を締結する必要はありません。

一方で、本補助事業は公共施設等に太陽光発電設備等を着実に導入していくことを目的としており、補助事業完了後は地方公共団体による主体的な行動が必要となります。

そのため共同申請者となる地方公共団体に対しては、

- ・本補助事業に申請すること
- ・本補助事業を活用して、地方公共団体域内の公共施設に対し太陽光発電設備等の導入に向けた調査と導入に向けた計画策定事業を行うこと（実施予定である調査の計画や内容を含む。）

についてあらかじめ説明してください。

あわせて、応募申請時に提出する建物リストについて、共同申請者となる地方公共団体からの承認を得てください。

1ー(1).③「公共施設等」とありますが、補助対象範囲に制限はありますか。

調査対象は現存の公共施設または公有地（新規施設建設に伴う調査は対象外）とし、申請前に以下に示す参考基準等に基づき、簡易的な設置可能判断（一次的なスクリーニング）を行い、調査対象候補とする施設を明らかにし、申請時に「調査対象施設リスト」を添付してください。なお、参考基準は太陽光発電設備の設置可能性に関する検討の目安としてお示しするものとなります。本事業の調査対象施設とするかについては、共同申請者となる地方公共団体への確認を行ったうえで最終的な判断を行ってください。

※団体独自の判定基準を用いた場合は、使用した判定基準をリストに記載してください。

(参考基準)

(参考基準)			
判定項目	判定基準	選択肢	判定レベル
耐用年数		20年以上ある	○
		20年未満である	×
耐震基準	①建築物が満たす耐震基準	新耐震基準	○
		旧耐震基準（耐震工事実施済）	○
		旧耐震基準（耐震工事未実施）	×
構造計算書	構造計算書の有無	ある	○
		ない	×
建物に関する図面※1	図面の有無	ある	○
		ない	×
空きスペース※2	パネルがおけるスペースがあるかどうか	パネルを置くために十分なスペースがあり、採算性を見込めると考えられる	○
		パネルを置くためのスペースはあるが、採算性については詳細な調査が必要である。	△
		パネルを置くために必要な空きスペースが明らかに存在しない	×
今後の改修予定		把握している	○
		確認中である	確認中
所管部署の合意	導入工事を行うことになった場合、所管部署からの協力が得られるか	連携体制が取れることを確認済みである	○
		協力体制が取れるように働きかけている	△
		協力が見込めない	×

1ー(1).④ 要件ウの調査実施施設について、制限等がありますか。

率先導入目標（2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置すること等）を踏まえ、要件ウの調査・検討については、必ず10以上の公共施設について実施してください。

ここでいう公共施設の数とは施設名単位（同一住所であることが多い）であり、建築物名称単位ではありません。調査対象施設リストにて、1つの施設名に複数の建築物名称があり、調査対象としている場合は「1」と数えてください。

なお、必ずしも1つの地方公共団体で10施設以上の調査をしないといけないというわけではありません。

また、1－(1)．③に示す参考基準に基づいて調査実施施設の選定を行う場合、以下に当てはまる建物は調査対象から外してください。

- ・「耐用年数」「耐震基準」「空きスペース」「所管部署の合意」のいずれか 1 つ以上で、判定レベルが×となる
- ・「構造計算書」と「その他の図面」の両方で、判定レベルが×である

なお、「今後の改修予定」がある建物を調査対象とする場合、改修があることを踏まえて以降の調査や検討を行うようにしてください。

1－(1)．⑤ 要件ウの調査検討の結果、計画作成の対象となる施設数が申請時に想定していた計画策定対象施設数を下回った場合の留意点がありますか。

複数施設での一括導入を検討する、発電事業だけでなく電力小売り事業と同時に行うことも検討する等の対応を行い、調査を実施した施設に太陽光発電設備が導入できるよう最大限検討をしてください。

最大限検討をした結果、計画策定の対象から外れた施設が出てきた場合、完了実績報告書にて特に詳細に検討内容を記載してください。

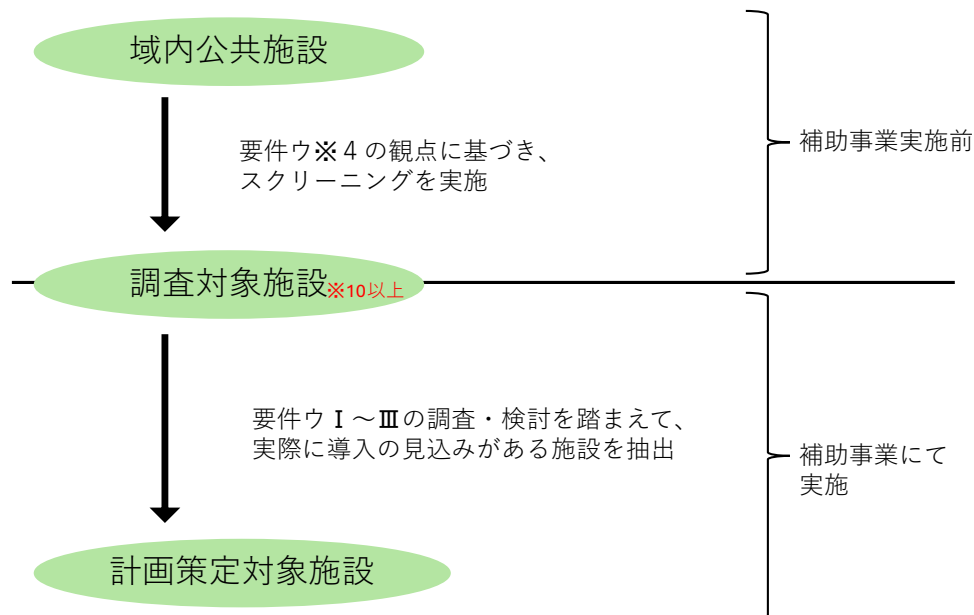
なお、調査検討の結果、申請時に想定していた計画策定対象施設数に変更が生じた場合、執行団体へ連絡の上、指示に従うようにしてください。

1－(1)．⑥ 「調査対象施設」と「計画策定対象施設」とは何が違うのでしょうか。

本補助事業の実施において、「調査対象施設」ならびに「計画策定対象施設」は以下の通りとします。

- ・「調査対象施設」：交付規程ウ※4に示す観点に基づいて地域内の公共施設についてスクリーニングを行った結果、今後の詳細な調査検討次第では、太陽光発電設備の導入が見込めると想定される施設。
- ・「計画策定対象施設」：調査対象施設について、要件ウⅠ～Ⅲの調査・検討を行った結果、太陽光発電設備の導入が見込めると判定された施設。

要件Ⅳにおける「導入計画の作成」とは、共同申請者である地方公共団体が、これら計画策定対象施設に設備を導入する際に参考とできるスケジュールや見積もり等を提案・作成していくことを想定しています。



1－（１）.⑦ 公営企業が管理する公共施設も対象に含まれますか。

公営企業が管理する公共施設についても、補助対象となります。

1－（１）.⑧ 既に耐荷重等の要因により、太陽光発電設備等が設置困難と判明している施設についても対象となりますか。

本補助事業は、公共施設等における太陽光発電設備等の導入可能性を調査し、導入計画を検討する事業であることから、既に耐荷重やその他の要因で太陽光発電設備等の設置が明らかに困難と判明している施設等は調査の対象外としてください。

1－（１）.⑨ 調査対象は施設の屋根のみではなく野立でも対象になりますか。

現存の公共施設又は公共施設附属敷地、公有地であれば、施設の屋根に限らず、野立ての太陽光発電設備等を想定した調査についても対象となります。

この場合は、調査対象施設リストには施設の建築物の段に加えて、建築物名称欄に「駐車場」等、現在の用途名を記載した段を設けてください。

1－（１）.⑩ 既に太陽光発電設備が設置されている公共施設についても、検討の対象となりますか。

既に太陽光発電設備が設置されている公共施設等についても、既存設備に追加して設置を検討する場合は、対象となります。

1－（１）.⑪ 本補助事業において「成果物」は何を示すのでしょうか。

要件ウにおける各種調査の結果並びに共同申請者である地方公共団体が今後導入に向けた検討を進めていくために必要な導入計画及び見積もりを想定しています。

なお、環境省が提供している「再生可能エネルギーシステム（REPOS）」に本事業の成果等を反映するために、代表申請者に対して情報提供を求めることがあります。

1－（１）.⑫ 本事業を活用して導入計画を策定した場合、太陽光発電設備等の設置は必須要件となりますか。

本補助事業の趣旨を踏まえ、事業完了年度から３年程度の期間内に、共同申請者である地方公共団体にて補助事業の成果に基づく太陽光発電設備等の導入を行っていただくことが望ましいと考えます。補助事業終了後に、本事業の調査結果の活用状況や、庁内での検討状況などの確認を行う場合がありますが、ご承知おきください。

特に、本補助事業を活用して計画策定まで行った施設があるにも関わらず、当該期間内に導入に向けた動き（太陽光発電設備導入のための公告等）が確認できない場合は、環境省から代表申請者及び共同申請者に理由の確認を行うことがあります。

1－（１）.⑬ 要件アの※２における「悪質な行為」とはどういったものを想定していますか。

一例ですが、

- ・共同申請者の負担する電力料金が、調達価格等算定委員会の示すシステム費用より極端に高額になる
- ・本補助事業による調査結果や検討結果が、共同申請者である地方公共団体の地理的特性から著しく乖離している

といったことを想定しています。

1－（１）.⑭ 本補助事業を活用して調査を実施した後、太陽光発電設備等の設置に

あたって活用できる補助制度などがありますか。

例えば、現状では以下のような制度が活用可能であるため、設備導入までを見据えた調査の実施となるようにしてください。

- ・防災拠点や避難施設となる公共施設への再生可能エネルギー設備等導入支援事業

(環境省：令和7年度補正予算額 40 億円)

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/resilience/>

- ・地域の脱炭素化事業における地方財政措置（脱炭素化推進事業債等）

地域脱炭素化事業への活用が考えられる地方財政措置①



	脱炭素化推進事業債	公営企業債 (脱炭素化推進事業)	過疎対策事業債	辺地対策事業債
起債充当率	90%	・地方負担額の1/2 ^{※1} に公営企業債(脱炭素化推進事業)を充当(残余(地方負担額の1/2)については、通常の公営企業債を充当) ※電動バス等の導入については増徴経費	100%	100%
交付税措置	事業ごとに元利償還金の30～50%を基準財政需要額に算入(①、②については50%、③、④については財政力に応じて30～50%、⑤については30%)	事業ごとに元利償還金の30～50%を基準財政需要額に算入	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入	元利償還金の80%を基準財政需要額に算入
対象事業	● 地球温暖化対策推進法に規定する地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための以下の事業【単独】 ①再生可能エネルギーの導入^{※1} ②公共施設等のZEB化^{※2,3} ③省エネルギー改修^{※4} ④LED照明の導入 ⑤電動車の導入(EV、FCV、PHEV) ● 再生可能エネルギーの導入【単独】 - 令和6年度より、「地域内消費」を主目的とするもの(第三セクター等^{※5}に対する補助金)を対象に追加。ただし、対象事業費は導入に要する経費の2分の1を上限とする	● 脱炭素化推進事業債と同様の事業のほか、公営企業に特有の以下の事業 ・小水力発電(水道事業・工業用水道事業)【単独】 ・バイオガス発電、リサイクル施設等(下水道事業)【単独・補助】 ・電動バス等の導入(EV、FCV、PHEV)交通事業(バス事業)【単独】	● 過疎市町村が市町村計画に基づいて行う以下の事業 ・太陽光、バイオマス等を熱源とする熱その他の再生可能エネルギーを利用するための施設で公用又は公共の用に供するものの整備【単独・補助】^{※1} ● 過疎債の対象施設の整備として行われる省エネ設備の導入及び省エネ改修【単独・補助】 ● 再生可能エネルギーを活用して電気等を製造する地場産業の振興に資する施設の整備^{※6,7}(第三セクター等に対する補助金を含む)【単独】 ※令和6年度より、再生可能エネルギー設備の整備^{※2,3}及び公共施設等のZEB化^{※2,3}を「脱炭素化推進特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等を行う^{※9}	● 辺地債の対象施設の整備として行われる再生設備、省エネ設備の導入及び省エネ改修【単独・補助】 ● 再生可能エネルギーを活用して電気等を製造する地場産業の振興に資する施設の整備^{※6,7}(第三セクター等に対する補助金を含む)【単独】

※国庫補助金を受けて実施する事業については、公共事業等債(充当率90%、措置率22.2%)又は一般補助施設整備等事業債(充当率75%、措置率0%)が充当可能。

(注1) 売電を主たる目的とする場合、具体的には、発電量に占める売電の割合が50%を超えると見込まれる場合や再生可能エネルギー-電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づくFIT・FIT-P制度の適用を受けて売電をする場合は、対象外。

(注2) ZEB基準相当(地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)における「ZEB基準」又は「政府がその事務及び事業に關し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」(令和3年10月22日))

(注3) 地球温暖化対策推進本部幹事会(中合)における「ZEB Oriented相当」に適合するための公共施設等の改修及びZEB基準相当の公共施設等の新築・改築。

(注4) ZEB基準相当又は省エネ基準を満たすことについて第三者認証を受けている施設に係る事業であること。

(注5) 省エネルギー基準(BEI(設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除した値。))が1.0以下(ただし、平成28年4月1日時点で現に存するものは、BEIが1.1以下。))に適合するための、公共施設等の改修事業。

(注6) 「地方財政法」(昭和23年法律第109号)第5条第5号に規定する法人及び地方公営企業。

(注7) 国庫補助事業については、国庫補助を受けることにより独立採算が可能と見込まれることから、過疎対策事業債、辺地対策事業債の対象外。

(注8) 地方単独事業については、施設整備に要する経費の1/2を上限とし、これを上回る部分は対象外。FIT・FIT-P制度の適用を受けて売電をする場合も、対象外。

(注9) 地場産業の振興に資する施設の整備は、過疎地域における「地域内消費」を主目的とするものに限る。

(注10) 過疎債の対象施設に限る。

0

地域脱炭素化事業への活用が考えられる地方財政措置②



	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	地域活性化事業債
起債充当率	100%	90%
交付税措置	元利償還金の50%を 基準財政需要額に算入	元利償還金の30%を 基準財政需要額に算入
対象事業	「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に基づく補助事業 ^{注10}	地域の活性化のための基盤整備事業のうち、以下の自然再生・地球温暖化対策事業 ● 沼場・干潟やビオトープ（生物の生息空間）、それらをつなぐ緑道の形成・保全【単独】 ● 原則全般的に地域木材を利用した施設の整備【単独・補助】 ● 都市緑化のための植樹、植栽等【単独】

※国庫補助金を受けて実施する事業については、公共事業等債（充当率90%、措置率22.2%）又は一般補助施設整備等事業債（充当率75%、措置率0）が充当可能。
 （注10）「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」（防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策分）が該当。

1

（環境省 脱炭素ポータル）

https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/topics/20220330-topic-22.html

1－（１）. ⑮ 本補助事業を活用して調査を実施した施設等において、当該補助事業完了後、太陽光発電設備等を設置した場合、同太陽光発電設備等で発電した電力をFIT/FIP 売電してもよいですか。

本補助事業は、太陽光発電設備等の導入可能性調査等を支援の対象としており、太陽光発電設備等の設置後における運用にかかる制約はありません。

ただし、設備設置にあたって補助事業等の活用を予定している場合、補助事業の制度においてFIT/FIP 売電に制約がある場合がありますので、ご注意ください。

1－（１）. ⑯ システム接続検討費用は対象となりますか。

本補助事業においては、システム接続の状況を確認することは補助対象になりますが、システム接続申請以降の手続きについては補助対象外となります。

1－（１）.⑰ 補助上限額について教えてください。

本補助事業における補助上限額は原則として1,000万円です。ただし、調査対象施設が21施設以上となる場合、補助上限は1,500万円までとします。

<補助対象者>

1－（１）.⑱ 補助対象者の要件を教えてください。

本補助事業に申請できる者は民間事業者・団体等（地方公共団体と共同申請する場合に限る。）とします。

なお、脱炭素先行地域、重点対策加速化事業等の先行的な施策実施に至っていない団体をより支援する観点から、本補助金の交付決定までに、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の脱炭素先行地域づくり事業及び重点対策加速化事業の採択に至っていない団体を共同申請者としている申請を優先して交付対象とします。

1－（１）.⑲ 地方公共団体も申請可能な事業ですか。

1－（１）⑰にもある通り、本補助事業は民間事業者・団体等を対象とした事業であり、地方公共団体が自ら代表申請者として申請することはできません。本事業の活用を検討されている地方公共団体は、民間事業者・団体等と連携の上、共同申請者として申請してください。

1－（１）.⑳ 交付規程等に定められた補助事業者の責務を誰が負いますか。

一義的には、代表申請者に責務が生じます。

代表申請者は、交付申請時の事業実施計画書・完了実績報告時の事業実施報告書に記載した実施体制に基づき、共同申請者と適切に責任分担を行い、事業の円滑な実施の進捗管理を行っていただきます。

責任分担については、代表申請者と共同申請者で協議の上で決定してください。

1－（１）.㉑ 共同申請者となる地方公共団体が重複する応募は認められないのでしょうか。

本補助事業は2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置する等の目標達成を目指すことから、共同申請者となる地方公共団体が重複する応募であっても、調査対象施設が重複していなければ、応募を受け付けることとします。

＜その他の留意事項等＞

1－（１）. ㉔ 本事業の実施に当たり、委託による事業実施を行ってもよいですか。

本補助事業の実施に当たり、委託による事業実施を行うことは可能です。

なお、太陽光発電設備の導入実績や小売電気事業の経験を有する事業者又は地域に根差した事業者等を代表申請者としている場合、採択審査時の加点対象となります。

1－（１）. ㉕ 「地域に根差した事業者」とみなされる事業者はどのようなものでしょうか。

基本的には、共同申請者が所在する地域で事業活動を行っている民間事業者・団体等を想定しています。

1－（１）. ㉖ 要件ウ「Ⅳ Ⅲの結果を踏まえた事業性が確保できる導入手法の検討」や「Ⅴ Ⅰ～Ⅳを踏まえた太陽光発電設備等の導入に向けた実効的な導入計画の作成」で検討する内容を教えてください。

地域特性や対象施設の特色等により検討する内容が異なるところもあり、画一的に定めることは困難ですが、以下の内容が考えられます。

（検討内容例）

- ・ 対象施設の図面や構造計算書の有無、現行の電気設備、電気需要量を加味した検討
- ・ 融雪機能、塩害対策機能、耐震機能といった地域特性に応じた発電設備の導入検討
- ・ PPA、リース、自己設置や一括調達等、採算性を確実に確保するための導入方法の検討
- ・ 設置工事費、維持費（保険料含む）、PPA 単価、託送費、自営線敷設費、廃棄費等の概算費用の検討及び概算見積もりの取得
- ・ 過去に設置を検討したが、導入を見送った施設に対して、断念原因を払拭する内容の再検討（複数施設での一括導入を検討する、発電事業だけでなく電力小売り事業と同時に行うことも検討する等）
- ・ 導入の難易度、必要性等を加味した設置優先順位を明確にする検討
- ・ 本事業終了から設備設置までのスケジュール作成
- ・ 発生が予測されるリスクへの解決方法の検討

1－（２） 第２号事業関係

（再エネに係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援事業）

＜補助対象事業の要件＞

1－（２）.① 地方公共団体実行計画（区域施策編）について策定済みです。今後、本補助事業の成果を地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置付け、反映させるために地方公共団体実行計画（区域施策編）の改定が必要になりますが、その場合、改定を補助事業の完了日が属する年度の終了後２年以内に完了させることが必要ですか。

基本的には、改定の場合も、補助事業の完了日が属する年度の終了後２年以内に完了させることが必要です。

しかしながら、地方公共団体実行計画（区域施策編）の見直しの時期がすでに決まっており、２年以内に改定することが困難である等の合理的な理由がある場合は、協会に御確認ください。

1－（２）.② 再エネの対象について、「陸上風力、太陽光等」とありますが、洋上風力発電は対象となりますか。また、この場合の「等」とは何ですか。

地域脱炭素化促進事業制度は、土地利用に関する円滑な合意形成促進を主な目的としていることから、基本的には陸上における事業において活用されることを想定しているため、洋上風力発電については本制度の活用を想定していません。海域における再生可能エネルギー事業については、再エネ海域利用法や、港湾法等においてそれに適した手続が定められており、そちらが活用されることを想定しています。詳細は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」（令和７年３月環境省）22 ページ、23 ページを御参照ください。

また、「陸上風力、太陽光等」の「等」については、例えば、小水力・地熱・バイオマスを活用した再エネ発電施設のほか、地中熱などの大気中の熱・その他の自然界に存する熱・太陽熱・バイオマスを活用した再エネ熱供給施設も含まれます。

1－（２）.③ 「取組の結果は、取りまとめ後に地方公共団体実行計画（区域施策編）における『地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等』に適切に反映されること」が前提であること」とありますが、適切に反映されるとはどのような状態でしょうか。

本補助事業により取りまとめたゾーニング報告書※の内容を踏まえ、地球温暖化対策推進法第 21 条第 5 項各号に規定する事項の全てが（都道府県が単独で申請する場合にあっては同法第 21 条第 7 項に規定する都道府県基準が）、地方公共団体実行計画（区域施策編）に明記されている状態を指します。

※公表を前提として、以下の事項を記載したゾーニング報告書を取りまとめる事業

- ・ゾーニングマップ（騒音、景観等の地域特性に応じて選定した情報に係るレイヤーを重ね合わせ、各レイヤーにおける調整エリア等の課題等を整理され、適正な環境配慮を促すことができるもの）
- ・ゾーニングマップの根拠となるレイヤー情報等が記載されたもの

1－（２）.④ 区域全体をゾーニングの対象とした場合であっても、公共施設や公有地、建築物の屋根のみを促進区域として設定する場合でも、補助要件を満たしたことになるですか。

本補助事業は、地域と共生する再エネ（陸上風力、太陽光等）の導入を図る目的で、ゾーニング等の取組を行う事業です。このため、作成したゾーニングマップを適切に活用し、温対法に基づく協議会の協議等を踏まえ、公共施設や公有地、建築物の屋根のみが促進区域として設定される場合は、補助要件を満たしたものとします。他方、ゾーニングマップを十分に活用せずに、例えば単に“公共施設又は公有地だから”“関係者の調整が少ない建築物の上だから”といった理由で促進区域の設定を行った場合、補助要件は満たされません。

判断に迷う場合には、環境省又は環境省の指定する者に早めにご相談ください。

1－（２）.⑤ 複数の再エネ種を対象として補助を申請することを検討していますが、申請時点で対象とした全ての再エネ種において促進区域を設定又は都道府県基準を策定する必要がありますか。

原則として、交付申請書（様式第１）別紙１（実施計画書）の＜事業概要＞欄に記載した全ての再エネ種の設定又は策定が求められます。

ただし、地域との合意形成に時間を要するなどやむを得ない事由によって全ての再エネ種の設定が困難な場合はこの限りではありません。その場合には、「やむを得ない事由」の内容を伺います。「やむを得ない事由」と認められない場合には補助金返還を求める可能性があるため、そのような状況が想定される場合は、事業報告書の提出を待たず、環境省又は環境省の指定する者に相談してください。

1－（２）.⑥ ゾーニングの対象区域全体が、ゾーニングマニュアルにおける「法令等により立地困難又は重大な環境影響が懸念される等により環境保全を優先することが考えられるエリア」（保全エリア）に該当している場合は補助対象事業の要件を満たしていないということとなりますか。

本補助事業の成果は、地方公共団体実行計画（区域施策編）における「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等」に適切に反映されることが前提となりますので、部分的にでも「調整エリア」や「促進エリア」を設定するなど、最終的に促進区域が設定できるエリア設定を検討してください。検討の結果、ゾーニングの対象区域全体

が保全エリアとなった場合、ゾーニングの方法やエリア設定の検討過程について、合理的な理由の説明を求めることがあります（合理的な理由がない場合には、対象事業の要件を満たしていないと判断されます。）。

なお、対象事業の要件エのⅠからⅣのいずれかに該当する内容が補助対象であり、「保全エリア」「調整エリア」「促進エリア」等の区域の設定を必須要件とはしておりませんが、あらかじめ促進エリアの設定を見越して事業内容を検討してください。

1－（２）.⑦ 促進区域としたいエリアが都道府県基準における“促進区域に含めることが適切でない”と認められる区域”と重なってしまった場合はどのような対応が必要となりますか。

促進区域の設定に当たっては、環境省令に定められた基準に従うとともに、都道府県基準が定められている場合は、同基準に基づき定めることが求められます（法第21条第8項）。他方で、地域の実情に応じた検討の結果として、都道府県基準において懸念する事項が認められない場合は促進区域の設定を排除するものではありません。

このため都道府県基準と合致しない促進区域の設定を検討する場合には、その促進区域の設定前に、都道府県基準において懸念する事項が認められないことを都道府県に連絡することが望ましいと考えられます。詳細は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」（令和7年3月環境省）15ページ、61ページを御参照ください。

1－（２）.⑧ 複数の地方公共団体による共同申請により採択を受け、事業を実施した場合の補助要件の扱いはどのようにになりますか。

ゾーニング報告書の公表については、補助事業の属する年度の終了後3か月以内に、代表申請者及び共同申請者がそれぞれ公表してください。

また、それぞれの地方公共団体実行計画（区域施策編）において、地球温暖化対策推進法第21条第5項各号に規定する事項の全てを定めることが必要です。

1－（２）.⑨ 都道府県が事業を実施した場合の補助要件の扱いはどのようにになりますか。

単独で申請した場合と共同申請の場合で補助要件が異なります。

- ・単独で申請した場合

都道府県基準の策定又は改定（以下「策定等」という。）が必須となります。

- ・共同申請の場合

共同申請者となった地方公共団体において、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項（促進区域）の設定又は改定が必須となります。

都道府県基準の策定等は必須ではありません。

1－(2)．⑩ ゾーニングは、具体的にどのように行なえばよいでしょうか。

ゾーニングの手法については、以下を参考にしてください

- ・「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」
- ・「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第5版）」（令和7年3月）」
- ・「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル（第2版）」

促進事業編マニュアル URL：

https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/local_keikaku/sokushin/files/manual/sokushin_manual_m.pdf

ハンドブック URL：

https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/local_keikaku/sokushin/files/manual/sokushin_handbook_202503.pdf

ゾーニングマニュアル URL：

http://assess.env.go.jp/files/0_db/seika/0006_02/02.pdf

1－(2)．⑪ 本補助事業においてゾーニングを実施する際に収集する「地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた既存情報」とは、具体的にどのような情報でしょうか。

ゾーニングを行うに当たって整理が必要となる環境保全や社会的配慮に関する地域の情報等を指します。収集すべき情報については下記を御参照ください。

- ・「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」の15ページ「イ地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）（第21条第5項第2号）」
- ・「「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第5版）」（令和7年3月）」の「2.1.1/2.2.1 促進区域とは」
- ・「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル（第2版）」の「3.1.1 既存情報の収集」

1－(2)．⑫ 追加的な環境調査とは、どのような内容を想定していますか。

ゾーニングマニュアルの「3.1.2 追加的な現地調査の実施」を御参照ください。

1－(2)．⑬ 検討したい地域で適切な風況データがないため、事業性の判断材料

として風況調査も実施したいが可能でしょうか。

ゾーニング検討の参考情報として風況調査を実施することも可能です。

また、風況に関するデータベースも公開されていますので、そちらの活用も御検討ください。

ただし、事業性の判断は事業者によるものであることに御留意ください。ゾーニングマニュアルの「3.2.7 事業性に係る情報のレイヤー」も御参照ください。

1－(2)．⑭ 地域の関係者等と合意形成を行うための会議等の開催や、地域住民等に対して普及啓発し再エネ導入促進に向けた理解醸成を図る事業も対象になりますか。

本補助事業では、ゾーニング等の取組において地域における合意形成を求めています。このため、地域の関係者等と合意形成を行うための会議等の開催や、地域住民等に対して普及啓発し再エネ導入促進に向けた理解醸成を図る事業は、本補助事業の対象外となります。

一方で、「Ⅰ 地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた既存情報の収集を行う事業」や「Ⅱ Ⅰに追加的な環境調査等を実施する事業」に係る有識者や利害関係者、地域住民等からの意見聴取を行う事業であって、次に示すような取組は補助対象となります。

① 個別ヒアリング

住民・環境保全団体等・先行利用者（農業者、漁業者、その他の土地・海域利用者等）等を対象に、地域の環境保全対象に係るきめ細やかな情報を収集する手法として有効。

② 有識者等ヒアリング

ゾーニングに係る評価の客観性や科学的信頼性を高めるための手法として有効。

③ アンケート

ある特定の対象（住民、事業者、先行利用者）から広く意見聴取する手法として有効。

1－(2)．⑮ ゾーニングマップ作成時に地権者の合意を取る必要はないのでしょうか。

1－(2)．⑭にも記述のとおり、ゾーニング等の取組において地域における合意形成を求めています。同様に、地権者合意も求めています。

1－(2)．⑯ 促進区域の設定に向けた合意形成において、地権者合意をとることを検討すべきでしょうか。

促進区域の設定によって、当該区域内の土地所有者等が所有する土地の権利に対する制約が課されることはありません。このため、促進区域の設定に当たって、区域予定地における地権者の合意は求めておりません。

ただし、促進区域を設定しようとするときは、地域共生型再エネの最大限導入に向け、区域内の住民を始めとした地域の利害関係者の意見を反映させるために、温対法の規定に基づき、協議会の開催等の措置を講じる必要があります。

1－(2)．⑪ 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」と「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル（第2版）」で記述が異なる部分について、ゾーニングを行うに当たって用いる情報（レイヤー）については、どちらを参考にしたらよいでしょうか。

基本的には、ゾーニングを行うに当たって用いる情報（レイヤー）については「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」第2 1 （3）イ（イ）促進区域の設定に係る考え方・検討手順」や「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第5版）」（令和7年3月）24ページから31ページを参考に取組を進めてください。

なお、追加的に、地域の実情に応じて「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル（第2版）」を参考にすることも考えられます。

1－(2)．⑩ 本補助事業の成果の活用に関し、再エネの設置に関する規制条例の制定など、再エネ導入を抑制する目的で活用することは可能ですか。

地域共生型再エネの導入促進を目的とした条例制定等、本補助事業で取りまとめた成果を独自の取組に活用いただくことは可能です。しかしながら、本補助事業が地域と共生する再エネ（陸上風力、太陽光等）の導入を図ることを目的としていることを踏まえ、事業の結果を区域施策編に「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等」に適切に反映してください。

<補助対象者>

1－(2)．⑨ 過去に同事業での交付を受けている場合における再度の申請可否について教えてください。

過年度における同種の事業（※）（以下「過年度事業」という。）で交付を受けている市町村又は特別区の再度の申請については認められません。ただし、都道府県については、過年度事業の交付を受けた場合であっても、複数市町村等（いずれも過年度事業での交付を受けていない者に限る。）と共同申請する場合は可能です。ただし、初回申請の地方公共団体を優先的に採択します。

※令和２年度補正予算及び令和３年度当初予算「再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業 第１号事業の２」、令和３年度補正予算、令和４年度当初予算、令和４年度（第２次補正予算）及び令和５年度当初予算「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業 第１号事業の２」、令和５年度補正予算、令和６年度当初予算、令和６年度補正予算及び令和７年度当初予算「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業 第４号事業」

 代表申請者 県A ※過去に本事業での交付を受けている 市B ※過去に本事業での交付を受けている 町C ※未採択	 代表申請者 県A ※過去に本事業での交付を受けている 市B ※未採択 町C ※未採択
 代表申請者 県A ※未採択 市B ※過去に本事業での交付を受けている 町C ※未採択	 代表申請者 県A ※未採択 市B ※未採択 町C ※未採択

都道府県が代表申請者となる場合の共同申請の可否

１－（２）. ㊴ 複数回申請の取扱いに関し、過去に本補助事業を活用したことがある市町村又は特別区が他の地方公共団体と共同申請することは認められますか。

過年度事業を単独で活用した市町村又は特別区は、促進区域の設定等に向けたゾーニングを既に実施しているため、都道府県や他の市町村との共同申請であっても再度の申請は認められません。また、ゾーニング事業において対象とする再エネ種を過去の申請から追加・変更する場合も認められません。

＜対象経費の範囲＞

1－（２）.⑳ 補助事業を遂行するため、外部に委託することはできますか。また、委託する際の契約方式について教えてください。

外部委託は可能です。契約の注意点は本 Q&A 20 ページに記載されている 2. ⑥ ならびに 2. ⑦を参照ください。

1－（２）.㉑ 補助上限額について教えてください。

本補助事業における補助上限額は 2, 5 0 0 万円です。また、複数の地方公共団体で共同申請する場合も、共同申請する地方公共団体の数にかかわらず、合計で補助上限額 2, 5 0 0 万円となります。

＜その他の留意事項等＞

1－（２）.㉒ 本補助事業の成果物は、どのようなものを想定していますか。

作成したゾーニング報告書や調査結果報告書、委託を行っている場合はその委託等成果報告書を想定しています。

1－（２）.㉓ 事業計画書を記載する上での留意点はありますか。

事業計画書＜事業の実施内容＞欄の各項目（Ⅰ～Ⅳ）それぞれについて、経費との対応関係が明らかになるよう記載してください。特に、委託して事業を実施する場合は、ⅠからⅣそれぞれに対応する取組項目と見積書等に記載の経費内訳との対応関係が明らかになるよう記載してください。

1－（２）.㉔ 補助事業実施期間中において、交付申請時に提出した事業計画書どおりに事業が進捗しないことが見込まれる場合、どのような対応が想定されますか。

交付規程第 8 条（交付の条件）第三項に基づき、あらかじめ様式第 5 による計画変更承認申請書を協会に提出し、その承認を受けていただく必要があります。

特に軽微な変更にか該当するかどうかについては、協会に連絡し、その確認を受けていただく必要があります。

2. 申請における留意事項

<応募申請>

2. ① 必要な応募書類を教えてください。

公募申請に必要な応募書類は、以下に示すとおりです。

応募書類のうち、応募申請書様式（（１）～（３））、（４）令和８年度歳入歳出予算書（見込書）抜粋については、J グランツ/jGrants（デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム）又は協会ホームページよりダウンロードして作成するようお願いします。

- （１）【様式１】応募申請書（Word）
- （２）【様式２】実施計画書（Word）
- （３）【様式３】経費内訳書（Word）
- （４）令和８年度歳入歳出予算書（見込書）抜粋
- （５）その他資料

経費額の根拠がわかる資料（積算書等）及びその他申請内容を補足説明する資料を、適宜、要約・抜粋等して要領良くまとめ、添付してください。

応募書類は、Jグランツより提出していただきますが、やむを得ずJグランツを使用できない場合に限り（極力Jグランツで申請してください）電子メールによる提出を受け付けます。なお、電子メールによる提出の際、メール本文及び（１）～（５）すべてで**最大２０MBまで**となりますのでご注意ください。

※令和８年度歳入歳出予算書（見込書）とは、申請者負担分に当たる予算成立等の証跡提出を求める物ではありません。あくまで申請時点での見込みを提出してください。

2. ② 他の補助金等との併用は可能ですか。

本補助金と、他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業等については、交付の対象とはなりません。

なお、地方公共団体からの補助金等との併用は可能です。その場合、地方公共団体から補助金等については、寄付金その他の収入には該当しないため、補助対象経費から控除する必要はありません。

2. ③ 補助事業の審査基準はどのようなものですか。

審査基準は、協会が設置する外部有識者で構成される審査委員会において策定さ

れますが、公募要領の「審査項目」として示されている項目が重要と考えます。実施計画書の記載に際しては、「審査項目」に留意の上、記載してください。また、申請内容が適切に評価されるよう、実施計画書内の適切な場所に記載をお願いします。

＜その他留意事項等＞

2. ④ 複数年の事業計画で応募することは可能ですか。

本公募では単年度事業での応募のみ受け付けます。

2. ⑤ 応募申請が採択された場合、応募申請から交付申請までの間に事業の計画を見直す等を行った場合、交付申請時に提出する実施計画書は公募申請時のものから変更しても構いませんか。

原則として、応募申請から交付申請までの間に事業の計画を見直しして申請することはできません。ただし、事業の目的に変更をもたらすものでなく、事業能率に関係がない事業計画の細部の変更の場合は認められます。詳細については、個別に協会に御相談ください。

2. ⑥ 交付決定後、地方公共団体が補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約を行う場合の注意点は何か。

一般競争入札（最低価格落札方式又は総合評価落札方式）を原則としますが、補助事業の運営上、一般競争入札に付することが困難又は不適當である場合には、指名競争入札、公募型プロポーザル又は公募型コンペ等を行うことができます。なお、上記以外の競争性が担保されない方法により発注先を選定する場合は、あらかじめ協会に理由書を提出し確認を受ける必要があります。

2. ⑦ 事業遂行上、補助対象外経費を含んだ形で一般の競争に付すことは可能ですか。

補助対象外経費を含んだ一般競争入札等を行うことについて、合理的な理由がある場合は、実施して差し支えありません。ただし、補助対象と対象外の事業費を明確に分ける必要がありますので、協会に対し、分割の基準について事前に示し、確認を得るとともに、申請書では対象内外を明確に記載してください。

2. ⑧ 年度内完了を見込み交付申請を行ったが、執行途中の事故等により年度内に事業が完了できなくなった場合は、どのような取扱いになりますか。

やむを得ない事情により事業遅延が見込まれる場合は、交付規程第8条第1項第五号の規定に基づき、それが判明した時点で速やかに協会に御連絡ください。

2. ⑨ 補助事業者が業務を委託する場合、留意すべき点について教えてください。

補助事業者が業務を委託する場合、受託者が業務の全部若しくはその主たる部分又は費用の合計額の50%を超えるものを第三者に再委託し、又は請け負わせることはできませんので、ご注意願います。

例えば、地方公共団体が、調査業務を業者Aに業務委託することは可能ですが、その業者Aが、委託された調査業務の核となる部分や、契約額の50%を超えて、第三者である業者Bに再委託することはできません。

2. ⑩ 地方公共団体の裏負担分に、地方債を充当できますか。

地方債については、各地方公共団体の財政部局に確認してください。

2. ⑪ 採択通知を受けた後、いつから発注・契約等を進めてよいですか。

協会から交付決定を受けた補助事業者は、当該交付決定日以降に事業を開始することが可能となります。協会における公募開始以降、交付決定前までの期間に他の事業者等と発注・契約締結に向けた準備行為（入札公告、落札者決定等）を行うことは認められますが、発注・契約を締結するに当たっては、当該発注・契約の締結日が交付決定日以降となるようにお願いします。交付決定日以前の経費については、補助対象経費として認められませんので御注意ください。

2. ⑫ 本補助事業の採択及び補助金交付を要件とする他の支援制度はありますか。

本補助金による事業実施・採択を要件とする他の支援制度はありません。また、本補助事業の採択等を加点要素とする支援制度もありません。

2. ⑬ 実施計画書の記入絵案に＜国等の施策等への取組状況＞というチェック欄がありますが、これは为什么呢。

以下の6件については、集中支援の必要性が高いと考えられること等から、いずれかに該当すると認められる申告があった場合は、評価上考慮することとしています。該当項目が複数ある場合は、すべてにチェックを入れてください。

- ・2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを表明済みである。（第2号事業）
- ・本補助事業の内容が地域再生計画に位置付けられている。（第2号事業）
- ・温室効果ガスの排出量目標を設定し、公表している。（第1号事業、第2号事業）
- ・デコ活応援団に参画している。（第1号事業、第2号事業）
- ・デコ活宣言を実施している。（第1号事業、第2号事業）
- ・エコ・ファースト認定を受けている。（第1号事業）

（「本補助事業の実施内容が地域再生計画に位置付けられている」を選択した場合、該当箇所が分かる資料を提出してください。「温室効果ガスの排出削減目標を設定し、公表している。」「デコ活宣言を実施している。」「エコ・ファースト認定を受けている。」を選択した場合、そのことについて掲載している URL を記載するか、資料を提出してください。）

3. 事業完了後における留意事項

補助事業の実施期間及び完了実績報告書の提出期限等について教えてください。

補助事業の実施期間及び完了実績報告書の提出期限等は以下のとおりです。

- ・ 補助事業の実施期間：交付決定日から令和 9 年 2 月 2 8 日まで
- ・ 完了実績報告書提出期限：事業完了後 3 0 日以内又は令和 9 年 3 月 1 0 日まで

なお、本補助事業において、補助事業の完了とは、全ての事業が完了（支払が完了）していることをいいます。